

秋田市公設地方卸売市場の指定管理者募集要項

秋田市公設地方卸売市場の管理運営を指定管理者に行わせるため、秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号。以下「手續条例」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 秋田市公設地方卸売市場の概要

- (1) 正式名称 秋田市公設地方卸売市場
- (2) 所在地 秋田市外旭川字待合28番地
- (3) 設置目的 生鮮食料品等の取引の適正化ならびにその生産および流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的とする。
- (4) 規模等
 - ア 構造 青果棟、水産棟・・・鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建
管理棟・・・鉄筋コンクリート一部鉄骨造5階建 地下1階、ペントハウス3階（管理棟の6～8階部分に相当）
 - イ 敷地面積 136,376㎡
 - ウ 延床面積 42,404㎡
 - エ 開設月日 昭和50年3月1日（青果部・水産物部）
- (5) 入場業者等（令和3年9月1日現在）

	卸売業者	仲卸業者	売買参加者	買出人	関連事業者
青果部	2社	5社	75人	62人	22社
水産物部	2社	5社	89人		

2 指定管理者に行わせる管理の業務

※詳細は別添資料「秋田市公設地方卸売市場指定管理者業務仕様書」による。

- (1) 卸売業者に係る許可の申請等ならびに仲卸業者、売買参加者および関連事業者に係る承認の申請等に関する業務
- (2) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者および関連事業者の名称変更等の届出に関する業務
- (3) 売買取引に係る承認等に関する業務
- (4) 市場施設の使用の指定および許可ならびに使用の取消しに関する業務
- (5) 市場施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が市場の管理運営上必要と認める業務

※ただし、青果部および水産物部に係る業務に限る。

3 管理を行わせる期間（指定期間）

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

ただし、管理を維持することが適当でないとき、期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 管理運営に要する経費

(1) 秋田市公設地方卸売市場の管理運営に必要な経費（以下「指定管理料」という。）を年度ごとに予算の範囲内で支払う。

(2) 指定管理料の額については、毎年度締結される年度協定書により定める。

（参考）

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
75,930千円	76,258千円	79,820千円	80,130千円	79,089千円

5 申請をする団体に必要な資格

(1) 有資格条件

秋田市内に本店を有すること。

(2) 欠格事項

ア 手続条例第3条第2項に規定する団体

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）

ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている団体

エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体

オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する団体

カ 市税に滞納がある団体

6 申請の手続

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとする団体は、「指定管理者指定申請書」(様式1)に次に掲げる書類を添えて提出すること。

※詳細は「秋田市公設地方卸売市場指定管理者申請書類一覧」(別紙)による。

ア 誓約書(様式2)

イ 秋田市公設地方卸売市場指定管理者事業計画書(様式3)

ウ 秋田市公設地方卸売市場指定管理者収支予算書(様式4)

エ 定款および団体の登記事項証明書(申請書提出日の3か月以内に発行のもの)

オ 令和2年度および令和元年度の事業活動の概要を記載した書類

カ 令和2年度および令和元年度の財務諸表又はそれに準じた書類

キ 組織および運営に関する事項を記載した書類(申請書提出日現在のもの)

ク 役員名簿および役員の履歴を記載した書類(申請書提出日現在のもの)

ケ 市税に係る完納証明書(申請書提出日の3か月以内に発行のもの)

コ 類似施設における運営実績を記載した書類(実績がある場合のみ)

サ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所 〒010-0802

秋田市外旭川字待合28番地

秋田市中心卸売市場 市場管理室

(3) 受付期間 令和3年10月4日(月)から同月29日(金)まで (土曜日、日曜日を除く。)

(4) 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(5) 提出方法 持参又は郵送(郵送による場合は、締切日必着)

※提出期限後における申請書又は添付書類の変更および追加は認めない。

(6) 提出部数

正本1部、副本15部を提出すること。(副本は複写可)

※市が必要と認める場合は、申請書および添付書類の内容について説明や追加資料を求めることがある。

(7) 募集要項の交付

募集要項や提出書類の様式等は、秋田市のホームページからダウンロードすること。ダウンロードできない場合は、上記(2)の窓口で交付する。

なお、受付期間と受付時間は、上記(3)および(4)のとおりとする。

(8) 現地説明会（開催予定）

ア 日 時 令和3年10月15日（金）

1回目：午前10時～11時

2回目：午後2時～3時

※いずれか一方に参加すること。

イ 場 所 秋田市外旭川字待合28番地

※当日、開催5分前までに秋田市卸売市場・管理棟2階ロビーに集まること。

ウ 申込方法 現地説明会への参加を希望する団体は、10月14日（木）午後5時まで、現地説明会参加申込書（様式5）に記入の上、秋田市中心卸売市場市場管理室へ持参、FAX又は電子メールで必ず申し込むこと。

参加者数は、1団体につき、3名以内とする。

※申込みがない場合は、説明会を開催しないこととする。

(9) 質問事項の受付

ア 受付期間 令和3年10月15日（金）から同月22日（金）午後5時まで

イ 受付方法 質問がある団体は、質問票（様式6）に記入の上、秋田市中心卸売市場市場管理室へ持参、FAX又は電子メールで提出すること。

ウ 回答方法 随時回答する。回答は、質問者の団体名等を伏せて、申請者すべてにFAXで行う。

(10) 著作権の帰属等

秋田市公設地方卸売市場指定管理者事業計画書（様式3）（以下「事業計画書」という。）等の著作権は、申請者に帰属する。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で使用できるものとする。また、提出された書類については、秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号）の規定に基づき非公開とすべき部分を除き、公開されることがある。

なお、提出された書類は、返却しないこととする。

(11) 費用の負担 申請に要する費用は、申請者の負担とする。

(12) その他留意事項

ア 申請に当たっては、手続条例および秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年秋田市規則第43条）を了承の上、申請すること。

イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

7 選定の方法、基準および時期

(1) 秋田市産業振興部指定管理者選定委員会による選定

秋田市産業振興部指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、申請者から事業計画等の説明を受け、指定管理者選定基準（以下「選定基準」という。）に則り審査した上で、評価点が最も高い団体を指定管理者の受託候補者として選定、評価点が２番目に高い団体を次点候補者に選定することとする。

(2) 選定基準

選定基準は、事業計画書の各項目に沿った設定とする。

(3) 審査の方法

ア 提出された事業計画書について、選定基準を満たしているか選定委員会事務局において書類審査する。

イ 選定委員会では、申請者による事業計画書の記載事項についてのプレゼンテーション審査の後、委員による質疑を行い、評価点が最も高い団体を指定管理者の受託候補者、次に評価点の高い団体を次点候補者として決定する。受託候補者が辞退等した場合は、次点候補者を受託候補者として繰り上げる。

(4) 選定委員会の開催

選定委員会は、令和３年11月上旬に開催する。

（後日、書面により開催通知を送付する。）

なお、選定結果についても、後日書面により通知する。

(5) 選定結果の公表

秋田市のホームページに選定結果を掲載し公表する。

8 公募から協定締結までのスケジュール

令和3年10月4日(月)～ 10月29日(金)	公募期間
令和3年10月14日(木)	現地説明会申込期限
令和3年10月15日(金)	現地説明会(開催予定)
令和3年10月15日(金)～ 10月22日(金)	質問事項受付 随時回答
令和3年11月上旬	選定委員会の開催
令和3年11月下旬	選定委員会の結果の公表
令和3年12月下旬	指定管理者の議決(11月定例議会)
令和4年3月	協定の締結
令和4年4月1日	指定管理者による管理運営の開始

9 協定の締結

選定委員会において選定された候補者が、議会の議決を経て指定管理者に指定された後、指定管理者は、市と管理運営等に関する細部についての協議を行い、指定期間の基本的な事項を定めた「基本協定」および年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を締結する。

(1) 基本協定の内容

- ア 管理業務に関する基本的な事項
- イ 使用料に関する事項
- ウ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- エ 事業報告・業務報告に関する事項
- オ モニタリング(事業評価)に関する事項
- カ 指定の取消しおよび管理業務の停止に関する事項
- キ 責任分担に関する事項
- ク その他

(2) 年度別協定の内容

- ア 当該年度の業務内容に関すること。
- イ 当該年度に市が支払うべき指定管理料に関すること。
- ウ その他

10 その他

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たり、必要に応じて申請者に対して、申請書および添付書類の内容についてヒアリングを実施する場合がある。
- (2) 秋田市公設地方卸売市場の指定管理業務の協定を締結するときは、市場活性化事業を含むものとし、秋田市中心卸売市場市場使用料等徴収事務委託契約については、別途締結することとする。
- (3) 自主事業を実施した場合は、その収入を自己の収入とすることができる。
- (4) 指定管理者指定申請書を提出した後、申請を取り下げる場合は、指定管理者応募辞退届（様式7）を提出すること。

11 問い合わせ先

秋田市中心卸売市場 市場管理室

電 話 018-869-5222

F A X 018-869-5050

電子メール ro-agmk@city.akita.lg.jp

※申請をする団体に必要な資格を有しない者および匿名者への問い合わせには応じない。

12 別添資料

- (1) 秋田市公設地方卸売市場の管理に関する基本協定書（案）
- (2) 秋田市公設地方卸売市場指定管理者業務仕様書
 - 別記1 業務管理仕様書
 - 別記2 管理物件
 - 別記3 保守点検等仕様書
 - 1 警備業務仕様書
 - 2 電気設備保守管理業務仕様書
 - 3 浄化槽維持管理業務仕様書
 - 4 火災報知器維持点検業務仕様書
 - 5 エレベータ保守管理業務委託仕様書
 - 別記4 個人情報取扱特記事項
 - 別記5 リスク分担表

(別紙)

秋田市公設地方卸売市場指定管理者申請書類一覧

申請書類は、原則として日本産業規格A列4とし、次の順序に従いファイル等に綴じて正本1部、副本15部を提出すること。

なお、副本は正本の複写でも可とする。

- 1 指定管理者指定申請書（様式1）
- 2 誓約書（様式2）
- 3 秋田市公設地方卸売市場指定管理者事業計画書（様式3）
- 4 秋田市公設地方卸売市場指定管理者収支予算書（様式4）
- 5 定款および団体の登記事項証明書
申請書提出日の3か月以内に発行のもの
- 6 令和2年度および令和元年度の事業活動の概要を記載した書類
- 7 令和2年度および令和元年度の財務諸表又はそれに準じた書類
- 8 組織および運営に関する事項を記載した書類
組織図、業務執行体制、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、就業規則等記載の資料で申請書提出日現在のもの
- 9 役員名簿および役員の履歴を記載した書類
申請書提出日現在のもの
- 10 市税に係る完納証明書
申請書提出日の3か月以内に発行のもの
- 11 類似施設における運営実績を記載した書類（実績がある場合のみ）